

千葉県漁港管理条例

昭和三十五年四月十五日  
条例第十七号

改正	昭和三九年一一月 一日条例第七〇号	昭和四六年一〇月二五日条例第六〇号
	昭和四八年 七月二〇日条例第三九号	昭和四九年一一月 一日条例第七二号
	昭和五七年 七月一六日条例第二五号	平成 七年 三月一〇日条例第二〇号
	平成一〇年 三月二七日条例第一六号	平成一二年 三月二十四日条例第二五号
	平成一三年 二月二三日条例第一七号	平成一四年 三月二六日条例第二二号
	平成一七年 二月二二日条例第二七号	平成三一年 三月一五日条例第六号
	令和 二年 三月二三日条例第二二号	令和 六年 三月二二日条例第二三号

千葉県漁港管理条例

(目的)

第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成一四年条例二二号・令和六年二三号〕

(漁港施設の維持管理)

第二条 知事は、甲種漁港施設（県が管理する漁港施設及び漁港施設関連用地（漁港の区域内において漁港施設の利用に密接に関連する施設の用に供する土地であつて、規則で定めるものをいう。）をいう。以下同じ。）のうち、基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の維持運営に関し、必要な計画（公害防止に係る計画を含む。）を定めるものとする。

2 知事は、乙種漁港施設（県が管理する漁港施設以外の漁港施設をいう。以下同じ。）の維持管理に関し、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その施設の維持運営計画その他維持管理に関し必要な資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

一部改正〔昭和四八年条例三九号・四九年七二号・平成一二年二五号・一三年一七号・一七年二七号〕

(漁港の保全)

第三条 何人も、漁港の区域内においては、みだりに機能施設である漁港施設を損傷し、又は汚損してはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状回復し、又はその滅失若しくは損傷によつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

第四条及び第五条 削除

〔平成一三年条例一七号〕

(危険物等についての制限)

第六条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められる物（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事の指示した場所でなければ停泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

(漂流物の除去命令)

第七条 漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

## 第八条 削除

〔平成一三年条例一七号〕

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第九条 知事は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の指定区域内の甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ及び船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすることができる。
- 3 前項の甲種漁港施設において、漁獲物等の陸揚及び船積をする者は、当該陸揚げ及び船積みを終了したときは、船舟を速やかに第一項の指定区域以外の区域に移動させなければならない。ただし、知事が指定区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一三年条例一七号〕

(利用の届出)

第十条 甲種漁港施設（航路並びに知事が指定する輸送施設及び漁港環境整備施設を除く。）を利用するようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、第十二条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項の規定による許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和四八年条例三九号・平成一〇年一六号〕

(入出港の届出)

第十一條 船舟は、入港したとき又は出港しようとするときは、すみやかに、知事に届け出なければならない。ただし、五トン未満の船舟及び監視、警備、掃海等の公務に従事する船舟については、この限りでない。

- 2 当該漁港を主たる根拠地又は船籍港と定め、常時当該漁港を利用する五トン以上の船舟は、前項の届出にかえて、毎月の入出港状況を翌月十日までに報告するものとする。

(占用の許可等)

第十二条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは増築しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の維持管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第一項の占用の期間は、十年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。
- 4 前項の期間は、あらかじめ知事の許可を受けて更新することができる。

全部改正〔昭和四六年条例六〇号〕、一部改正〔昭和四八年条例三九号・五七年二五号・令和二年二二号〕

第十三条 前条第一項の規定により占用の許可を受けた者は、占用期間が満了し、又は満了前において占用を廃止したときは、自己の負担において、直ちに原状回復しなければならない。ただし、特別の事由により知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 占用者が、占用を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(使用の許可)

第十四条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を当該施設の目的以外の目的に占用を伴わないで使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の維持管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第一項の使用の期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

追加〔平成一〇年条例一六号〕

(漁船以外の船舟についての制限)

第十五条 漁船以外の船舟を漁港の区域（法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停けい泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、甲種漁港施設のうち知事が公示により指定する施設（以下「公示施設」という。）を使用しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舟を漁港の区域内に一時的に停けい泊しようとする者は、公示施設又は第二条第一項の規定による維持運営計画において指示された施設を使用しなければな

らない。

追加〔平成一〇年条例一六号〕、一部改正〔平成一三年条例一七号〕

第十六条 公示施設を当該施設の目的に従い占用を伴わないで使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可する場合について準用する。

追加〔平成一〇年条例一六号〕

(地位の承継の制限)

第十七条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、当該許可に基づく権利を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこの条例の規定に基づく地位を承継する。

2 前項の一般承継人以外の者は、許可を受けた者のこの条例の規定に基づく地位を承継することができない。

一部改正〔平成一〇年条例一六号・一三年一七号〕

(使用料等の徴収)

第十八条 法第三十五条の規定により、県は、甲種漁港施設の利用者から、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）で定めるところにより使用料及び占用料を徴収する。

一部改正〔平成一〇年条例一六号〕

(水域等の占用料等の徴収)

第十八条の二 法第三十九条の五第一項の規定により、県は、漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、法第三十九条第一項の規定による占用若しくは採取の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から、別表に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

2 占用料等は、知事が指定する期限までに納入しなければならない。

3 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、占用料等の額の全部又は一部を免除することができる。

4 知事は、特に必要があると認めるときは、占用料等の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

5 占用料等を納入すべき者が当該占用料等を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成一二年条例二五号〕、一部改正〔平成一三年条例一七号・令和六年二三号〕

(過怠金)

第十八条の三 県は、偽りその他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

追加〔平成一二年条例二五号〕

(監督処分)

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ぜることができる。

一 第十二条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項の規定に違反した者

二 第十二条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正の行為により、この条例の規定に基づく許可又は承認を受けた者

一部改正〔平成一〇年条例一六号〕

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第二十条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のために特に必要があると認めるときは、第十二条第一項、第十四条第一項又は第十六条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

一部改正〔平成一〇年条例一六号・一四年二二号〕

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第七条、第十九条又は前条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第六条第一項若しくは第二項、第九条第三項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十五条又は第十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第十条又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

全部改正〔平成七年条例二〇号〕、一部改正〔平成一〇年条例一六号・一三年一七号〕

(規則への委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一〇年条例一六号〕

附 則

1 この条例は、昭和三十五年五月一日から施行する。ただし、第一種漁港、第二種漁港及び第四種漁港については、第十一条の規定は、規則で定める日から施行する。

一部改正〔昭和三九年条例七〇号〕

2 銚子漁港魚市場条例（昭和二十五年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「水産物の陸揚をし又は」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第十条中「第四条」を削る。

附 則（昭和三十九年十一月一日条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十月二十五日条例第六十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年七月二十日条例第三十九号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 第十八条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年十一月一日条例第七十二号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 第十八条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年七月十六日条例第二十五号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県漁港管理条例第十二条の規定により許可を受けている者に係る占用の期間については、改正後の千葉県漁港管理条例第十二条第三項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

附 則（平成七年三月十日条例第二十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十年三月二十七日条例第十六号）

この条例は、平成十年六月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二十五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に規則の定めるところによりされた漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条の三第一項の規定による占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）の徵収に関する处分で現にその効力を有するものは、この条例による改正後の千葉県漁港管理条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりされた占用料等の徵収に関する处分とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に規則の定めるところにより知事に対してされている占用料等の徵収に関する处分の申請は、改正後の条例の相当規定によりされた占用料等の徵収に関する处分の申請とみなす。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に附則第四項の規定による改正前の千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の規定により設置された千葉県銚子漁港管理会、千葉県勝浦漁港管理会、千葉県千倉漁港管理会、千葉県船形漁港管理会、千葉県大原漁港管理会、千葉県鴨川漁港管理会、千葉県天津漁港管理会及び千葉県小湊漁港管理会の委員である者は、この条例の施行の日に改正後の千葉県漁港管理条例第一条の三第二項の規定により千葉県銚子漁港管理会、千葉県勝浦漁港管理会、千葉県千倉漁港管理会、千葉県船形漁港管理会、千葉県大原漁港管理会、千葉県鴨川漁港管理会、千葉県天津漁港管理会及び千葉県小湊漁港管理会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十四年六月三十日までとする。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第二十二号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年二月二十二日条例第二十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

- 2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。  
（次のように略）

附 則（平成三十一年三月十五日条例第六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。 （後略）

附 則（令和二年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二十二日条例第二十三号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第十八条の二第一項）

名称	区分			単位	額
占用料	水域の占用	工作物を設置する場合	電柱等（支線及び支線柱を含む。）	一本一年につき	五百五十円
			諸管 外径二十センチメートル未満のもの	一メートル一年につき	四十円
			外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの	一メートル一年につき	八十円
			外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一メートル一年につき	百九十五円
			外径一メートル以上のもの	一メートル一年につき	四百円
			その他のもの	一平方メートル一年につき	百五円
		工作物を設置しない場合		一平方メートル一年につき	八十円
		公共空地の占用	電柱等（支線及び支線柱を含む。）	一本一年につき	千百円
			諸管 外径二十センチメートル未満のもの	一メートル一年につき	八十円
			外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの	一メートル一年につき	百六十円
			外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	一メートル一年につき	三百九十円
			外径一メートル以上のもの	一メートル一年につき	八百円
			その他のもの	一平方メートル一年につき	二百十円
		工作物を設置しない場合		一平方メートル一年につき	百六十円
土砂採取料	砂			一立方メートルにつき	二百三十円
	土砂			一立方メートルにつき	百六十円

#### 備考

- 一 占用料の額が一件百円未満の場合は、百円とする。
  - 二 占用物件の長さ、占用面積若しくは採取する土砂（砂を含む。以下同じ。）の体積が一メートル、一平方メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又は占用物件の長さ、占用面積若しくは採取する土砂の体積に一メートル、一平方メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一メートル、一平方メートル又は一立方メートルとして計算するものとする。
  - 三 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、一月末満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 追加〔平成一二年条例二五号〕、一部改正〔平成三一年条例六号〕